

I P 通信網サービス契約約款 (OCN) 別冊	(オープンコンピュータ通信網サービス (第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります))	【現改比較表】 2024年3月25日現在
	～2024年3月31日	2024年4月1日～

目次	目次
第1章～第8章 (略)	第1章～第8章 (略)
別記	別記
1～4 (略)	1～4 (略)
5 付加機能 (料金表第1表 (料金) に規定するIPv4 over IPv6(IPoE)接続に限ります。)	5 削除
に係る端末設備の提供	
第1章～第2章 (略)	第1章～第2章 (略)
第3章 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの種類等	第3章 第2種オープンコンピュータ通信網サービスの種類等
第1条～第16条 (略)	第1条～第16条 (略)
(第2種契約者が行う第2種契約の解除)	(第2種契約者が行う第2種契約の解除)
第17条 共通編第14条 (I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除) に定めるほか、第2種契約者 (料金表第1表 (料金) に規定するタイプ2、タイプ3、タイプ6-2、タイプ6-3のコース1 (音声通話機能付き契約者カード又は移動無線装置を利用するものに限ります。)、 タイプ8又は付加機能 (料金表第1表 (料金) に規定するIPv4 over IPv6(IPoE)接続に限ります。) は、事業法第26条の3第1項に規定する書面による第2種契約の解除 (以下「初期契約解除」といいます。) を請求することができます。	第17条 共通編第14条 (I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除) に定めるほか、第2種契約者 (料金表第1表 (料金) に規定するタイプ2、タイプ3、タイプ6-2、タイプ6-3のコース1 (音声通話機能付き契約者カード又は移動無線装置を利用するものに限ります。)) 又はタイプ8 は、事業法第26条の3第1項に規定する書面による第2種契約の解除 (以下「初期契約解除」といいます。) を請求することができます。
第4章 (略)	第4章 (略)
第5章 通信	第5章 通信

～2024年3月31日	2024年4月1日～
<p>(料金適用上必要な事項の測定等)</p> <p>第22条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 付加機能 (料金表第1表 (料金) に規定するIPv4 over IPv6(IPoE)接続に限ります。) を利用する第2種オープンコンピュータ通信網サービスに係るIPv4 over IPv6(IPoE)タイプ による通信の情報量の測定等については、料金表第1表 (料金) に定めるところによります。</p>	<p>(料金適用上必要な事項の測定等)</p> <p>第22条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 削除</p>
<p>第6章～第8章 (略)</p>	<p>第6章～第8章 (略)</p>
<p>別記</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 付加機能 (料金表第1表 (料金) に規定するIPv4 over IPv6(IPoE)接続に限ります。) に係る端末設備の提供 当社は、付加機能 (料金表第1表 (料金) に規定するIPv4 over IPv6(IPoE)接続に限ります。) を利用する第2種契約者から請求があったときは、その付加機能に係る端末設備を提供 し、端末設備及び端末設備に内蔵するサポート並びにセキュリティの提供条件等については、 IPoE(IPv4 over IPv6)接続機能対応機器 (ルーター01) の取扱いに関する規約によるものと します。</p>	<p>別記</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 削除</p>
<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p>	<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p>
<p>第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 利用料金</p> <p>1 第2種契約に係るもの</p>	<p>第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)</p> <p>第1 利用料金</p> <p>1 第2種契約に係るもの</p>

～2024年3月31日		2024年4月1日～	
1-1 適用		1-1 適用	
区 分	内 容	区 分	内 容
(1)～(8)	(略)	(1)～(8)	(略)
(9) 接続通信 時間又は情 報量の測定 等	<p>ア～ウ (略)</p> <p>工 <u>付加機能 (IPv4 over IPv6(IPoE)接続に係るものに限ります。以下工欄において同じとします。) のIPv4 over IPv6(IPoE)タイプによる通信の情報量の測定は次のとおりとします。</u></p> <p><u>(ア) 情報量 (端末設備のソフトウェアの自動更新に伴う通信等を含み、この機能に係る第2種契約者以外の者が行った通信に係る情報量を含みます。以下同じとします。) は、当社の機器により測定します。</u></p> <p><u>(イ) 当社は、付加機能の提供を開始した日からこの機能に係る契約の解除があった日の前日までの期間について情報量を測定します。</u></p> <p><u>(ウ) 当社は、第2種オープンコンピュータ通信網サービスの細目又は区分等の変更があったときは、同一料金月内において変更前と変更後の情報量を合算します。ただし、契約者識別符号の変更があったときは、この限りではありません。</u></p>	(9) 接続通 信時間又は 情報量の測 定等	<p>ア～ウ (略)</p> <p>工 <u>削除</u></p>
1-2 料金額		1-2 料金額	
1-2-1～1-2-4 (略)		1-2-1～1-2-4 (略)	
1-2-5 付加機能利用料		1-2-5 付加機能利用料	

～2024年3月31日					2024年4月1日～				
区分			単位	料金額	区分			単位	料金額
IPv4 over IPv6 (IPoE) 接続機能	IPv4 over IPv6 (IPoE) タイプ3 (コース1のメ ニュー2のプラン5を 提供するもの (以下「OCN v6アルファ」といいます。))	タイプ3 (コ ース1のメ ニュー2の プラン5を 除きます。)	1の契約者識別 符号ごとに月額	500円 (550 円)	削除	削除	削除	削除	削除
		タイプ8 (コ ース2に限 ります。)	1の契約者識別 符号ごとに月額	0円					
	備考 1～8 (略)						削除 削除		